

徳島県男女共同参画会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日徳島県条例第12号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、徳島県男女共同参画会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の欠席)

第2条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、会議において、徳島県情報公開条例（平成13年3月27日徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報（以下、「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第4条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が会議に諮って決定する。

(会議開催の周知)

第5条 会長は、会議開催の日時が決まり次第、遅滞なく公表する。

2 公表の方法は、記者発表、県のホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。

3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴申込方法、傍聴者の定員及びその他必要事項とする。

(傍聴者の決定方法)

第6条 傍聴者の定員は、10人程度とする。

2 傍聴を希望する者は、指定された日までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、県こども未来部男女参画・青少年課（以下、「男女参画・青少年課」という。）へ申し込むものとする。

3 申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

なお、傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議当日の口頭での申込みによる傍聴も認めるものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会長が特に認める場合を除き、撮影及び録音を行わないこと。

(2) 静粛を旨とし、審議の円滑な進行を妨げないこと。

(3) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

(4) 会長の命を受けた事務局職員の指示に従うこと。指示に従わないときは、退場させられる場合がある。

(報道関係者の傍聴)

第8条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第6条の規定は適用しないものとする。

(議事録の作成)

第9条 会議は、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(議事録及び資料の公開)

第10条 会議の議事録は、発言者が確認を行った上で、これを公表する。公表の方法は、男女参画・青少年課において閲覧に供するとともに、県のホームページに掲載する。

2 会議の資料については、公表する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、非公開情報に関する議事録及び資料については公表しない。

(部会)

第11条 条例第24条の規定により部会を置く場合は、部会に部会長及び部会長代理を置き、会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会が定めるものとする。

(庶務)

第12条 会議の庶務は、男女参画・青少年課において処理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成14年9月18日から施行する。

附則

この要領は、平成15年11月13日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。